



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	はしがき
Author(s)	鈴木, 賢
Citation	北大法学論集, 47(5), 428-429
Issue Date	1997-02-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15696
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(5)_p428-429.pdf



一九九五年度から国際学術研究「東アジア文化と近代法―日本と韓国の比較研究を通じて」は、二年間の予定で文部省科学研究費の補助を継続して受けることとなった。今回は従来からの法哲学班に加えて、経済法班を増設し、研究組織も日本側一三名、韓国側九名の計二二名に拡充された。従来通りのペースで九五年度には日本名古屋（一〇月）と韓国ソウル（九六年二月）で一回ずつ研究会を開催し、九六年度もソウル（一〇月）、札幌（九七年二月）でそれぞれ研究会を予定している。これで相互訪問形式による研究会は通算で九回目を数える。

さて、今号において公表する本研究プロジェクトの成果は以下の四本である。①千葉正士報告は、年来の提唱にかかる非西洋法理解の方法論を具体的に韓国法と日本法研究に適用することを試みる意欲的な作品である。両国を漢字文化圏と概括した上で法について論ずるという試みは学界初ではないかと思われる。九四年一月のソウルでの研究会で報告され、九五年秋にはご入稿いただきながら、事務局の不幸により公表がかくも大幅に遅れたことを報告者にお詫びしたい。

②金哲洙報告、③中村陸男報告はともに九四年一月の研究会

での報告をもとに加筆公表するものである。もとより報告者たちはいずれも日韓両国を代表する憲法学者であり、ちょうどこれら二本の報告により、一九世紀後半における両国の西洋の人權観導入にかかわる比較を的確に鳥瞰できる。金報告については、すでに韓国において李允榮教授追慕論文集『法学教育と法曹改革』（韓国・吉安社、一九九四年）に収められて公表されているものを今回、岡克彦氏（北海道大学法学部助手）に翻訳していただいた。

④高翔龍論考は本研究プロジェクトにおいて報告されたものではないが、以下のような経緯でここに掲載することをお許しただきたい。筆者、高翔龍氏は我々の研究組織の一員ではないうが、九六年七月、北海道大学を訪れる機会があり、その際、二度にわたり研究会が開催された。本プロジェクトの代表者・今井弘道をはじめ、北海道在住のメンバーのほとんどが両研究会に参加したところ、高氏の関心と我々が進めてきた研究テーマに相互に響き合うものがあることを確認した。その後、本プロジェクトの打ち合わせのために九六年八月に今井、鈴木、岡の三名が訪韓したおり、ソウルにおいて高氏との再会を果たし、双方の関心について議論を深めることができた。折良く、高氏が『漢拏新聞』九六年八月二七日に公表したコラムの存在を知

り、これが日韓の法文化を考える上でも裨益するところが大
あると判断した次第である。日本を熟知した上での「日本は外
国である」との結論は含蓄深い。

(文責 鈴木 賢)